

【※平成24年度までに助成金を交付した案件は、本様式にご記入ください】

様式第18号（第24条関係）

年 月 日

（公財）長崎県産業振興財団理事長 様

平成 年度ナガサキ型新産業創造ファンド事業助成金成果報告書

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

付け をもって交付確定の通知があった

標記の助成事業に関し、ナガサキ型新産業創造ファンド事業助成金交付要領第24条の規定により、その成果について下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| （1）助成事業の実施結果の事業化（＝売上発生） | 有 | ・ | 無 |
| （2）産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 | 有 | ・ | 無 |
| （3）当該助成事業の実施結果の他への供与 | 有 | ・ | 無 |

【※平成25年度以降に助成金を交付した案件は、本様式にご記入ください】

様式第18号（第24条関係）

年 月 日

（公財）長崎県産業振興財団理事長 様

平成 年度ナガサキ型新産業創造ファンド事業助成金成果報告書

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

付けをもって交付確定の通知があった
標記の助成事業に関し、ナガサキ型新産業創造ファンド事業助成金交付要領第24条の規定
により、その成果について下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の実施結果の事業化等の有無

- (1) 助成事業の実施結果の事業化（＝売上発生） 有 ・ 無
- (2) 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 有 ・ 無
- (3) 当該助成事業の実施結果の他への供与 有 ・ 無

※以下、技術応用開発支援事業または商品化研究・開発支援事業の助成事業において事業化
等が有の場合記入すること。

開発事業計画のテーマ： _____

（単位：円）

助成金確定額(A)	助成事業に係る本年度収益額(B)	控除額(C)	本年度までの助成事業に係る支出額(D)	基準納付額(E)	前年度までの助成事業に係る累積納付額(F)	本年度納付額(G)

※記載注意事項

- 「助成事業に係る本年度収益額(B)」とは、助成事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額（※総原価）を差し引いた額の合計額をいう。なお、(B)がゼロまたはマイナスの場合には(C)、(D)、(E)、(G)の項目は記載しない。
【※製造原価に一般管理費を加えたもの】
- 「控除額(C)」とは、助成事業に係る経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。
- 「本年度までの助成事業に係る支出額(D)」とは、本年度までに助成事業に係る費用として支出された全ての経費をいう（助成金及び自己資金）。
- 「基準納付額(E)」とは「助成事業に係る本年度収益額(B)」から「控除額(C)」を差し引いた額に、「助成金確定額(A)」を乗じ「本年度までの助成事業に係る支出額(D)」で除した額をいう。[(E) = {(B) - (C)} × (A) / (D)]
- 「前年度までの助成事業に係る累積納付額(F)」とは、財団への前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「本年度納付額(G)」とは、基準納付額(E)と累積納付額(F)の合計額が助成金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額(E)と累積納付額(F)の合計額が助成金確定額(A)を超える場合には、助成金確定額(A)から累積納付額(F)を差し引いた残額が本年度納付額となる。
[(A) > (E) + (F) ならば (G) = (E)、(A) ≤ (E) + (F) ならば (G) = (A) - (F)]